三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県上越市大字中ノ俣字平畑三一一二の三、三一一二の四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び出雲崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市五箇三七二、三八二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県妙高市大字蔵々字大沢一五〇二から一五一三まで、一五一三の子、一五一四から一五一九まで、一五一九の子、一五二〇、一五二八から一五三二まで、一五三二の子、一五三三、一五三三の子、一五三四、一五三四の子、一五三五、一五三六、一六四六から一六五一まで、一六五一の子
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千二十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年六月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県大沼郡昭和村(国有林。次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び昭和村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年六月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　富山県富山市上粕尾字カノ久保一一一二の三、一一一二の四
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年六月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県塩谷郡塩谷町大字上寺島字寺島入一一一三(国有林。次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年六月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県塩谷郡塩谷町大字上寺島字寺島入一一一三(国有林。次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千二十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年六月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　富山県富山市小見亀谷入会字入会山割二の二・八の四・八の五・八の七・有峰字村川谷割二三の一から二三の三まで(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第六百三十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、木更津都市計画事業金田東特定土地区画整理事業の事業計画の変更(第五回)について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年六月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧開始の日　平成二十五年六月二十日(縦覧期間二週間)
二　縦覧場所　千葉県木更津市潮見七丁目三番一
独立行政法人都市再生機構木更津開発事務所
三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第六百三十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、伊勢原都市計画土地区画整理事業成瀬第二特定土地区画整理事業の事業計画の変更(第五回)について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年六月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧開始の日　平成二十五年六月二十日(縦覧期間二週間)
二　縦覧場所　神奈川県伊勢原市笠窪三五六番地
独立行政法人都市再生機構神奈川中部開発事務所
三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで